

令和5年度 第1回 首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料4】 管理運営の仕組みの見直しについて

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール
 2. 今年度の検討内容
 3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた考え方
 4. 指定管理者の火災後の防火対策強化の取り組み
- (参考) 今年度コンサルティングを受けながら実施する内容

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール

令和4年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた検討を進める。

令和8年度からの新たな仕組みによる運営に向けて、**令和5年度に管理運営手法の枠組みの方向性の決定**、令和6年度に庁内調整を踏まえた詳細な課題等への対応、令和7年度に仕組みの実施に向けた庁内調整や各種手続きを行う。

取組	年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
管理運営の 仕組みの見直し (制度の活用方法、 業務内容等)	制度の活用方法 の見直し方針		防火機能の向上を目指す制度(仕組み)の検討 (防火管理の適切な実行体制の確保)		継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討 (防災・防火対策に関する公園全体の横断的な仕組み)		公園全体での 取組の実施
	業務内容(防災関連) の見直し方針		防災センター機能の役割分担を踏まえた 制度(仕組み)の検討 (消防法等の関係法令や必要な規定等の検討を含む)				
	首里城公園の防火管理のあり方の検討		※継続的な評価と検証を行い、随時、見直しと修正を行う。				
管理期間 の手続等	指定管理者の選定手続等					事業者の選定手続等	
	前回の管理期間	～R5.1.31		現在の管理期間			次期・管理期間
				R5.2.1～(県営R5.4.1～) R8.3.31 (3年2ヶ月/県営3年)			R8.4.1～ R13.3.31(想定)

**管理運営の
新たな仕組み
(☆)**

☆本委員会では、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた内容を検討する。

※管理期間は国と協議

防火管理と公園管理（施設維持管理やサービス提供）の両立に向けては委員会の議論を踏まえ、庁内で議論・検討を進める。

2. 今年度の検討内容

①新たな仕組みの導入も含めた詳細検討（p.1スケジュールの「実施手法の検討等」）

実効性のある体制の確保に向けて、指定管理者制度や直営による業務委託、特命随意契約や競争入札による契約方法など、その他手法等について、各手法の特徴やメリット・デメリット等の整理などを行い、新たな仕組みについて検討する。検討にあたっては、必要に応じて専門家ヒアリング等を実施する。

②県が直接的に関わる実施方法の検討

（p.1スケジュールの「実践を通じた検討」「防災の専門性の確保に向けた手法調査等」）

県組織として、首里城公園における防災や防火管理に係る専門性・現場対応等について、段階的に理解・知見を深め、関わり方を強くしていく必要がある。今年度は、実践を通じた検討として、防災や危機管理に関するコンサルティングの専門家を派遣し、リスクアセスメントや行動計画の作成、R8年度以降を見据えた危機管理体制、訓練等の改善方向性の検討を行う。

これにより、首里城公園における望ましい危機管理のあり方や、管理体制・評価方法等について情報を蓄積することを図る。

【県が直接的に関わる実施方法の検討の取組内容】

- ・2か月に1回程度、専門家を首里城に派遣し、検討を行う
- ・専門家の視点で首里城公園におけるリスクや問題点を洗い出し
- ・R8年度までの喫緊の課題に対応した行動計画等の策定
- ・R8年度以降を見据えた管理体制、マニュアル、訓練計画等の検討



【目指す成果・効果】

■技術の蓄積

- ・リスクアセスメントを行うことで、県職員が首里城公園における危機管理のリスク・問題点を把握する。
- ・初動対応等といった行動計画の作成を、専門家の助言を受けながら県職員・指定管理者が協働で行うことで、県として、必要な対策等を把握する。

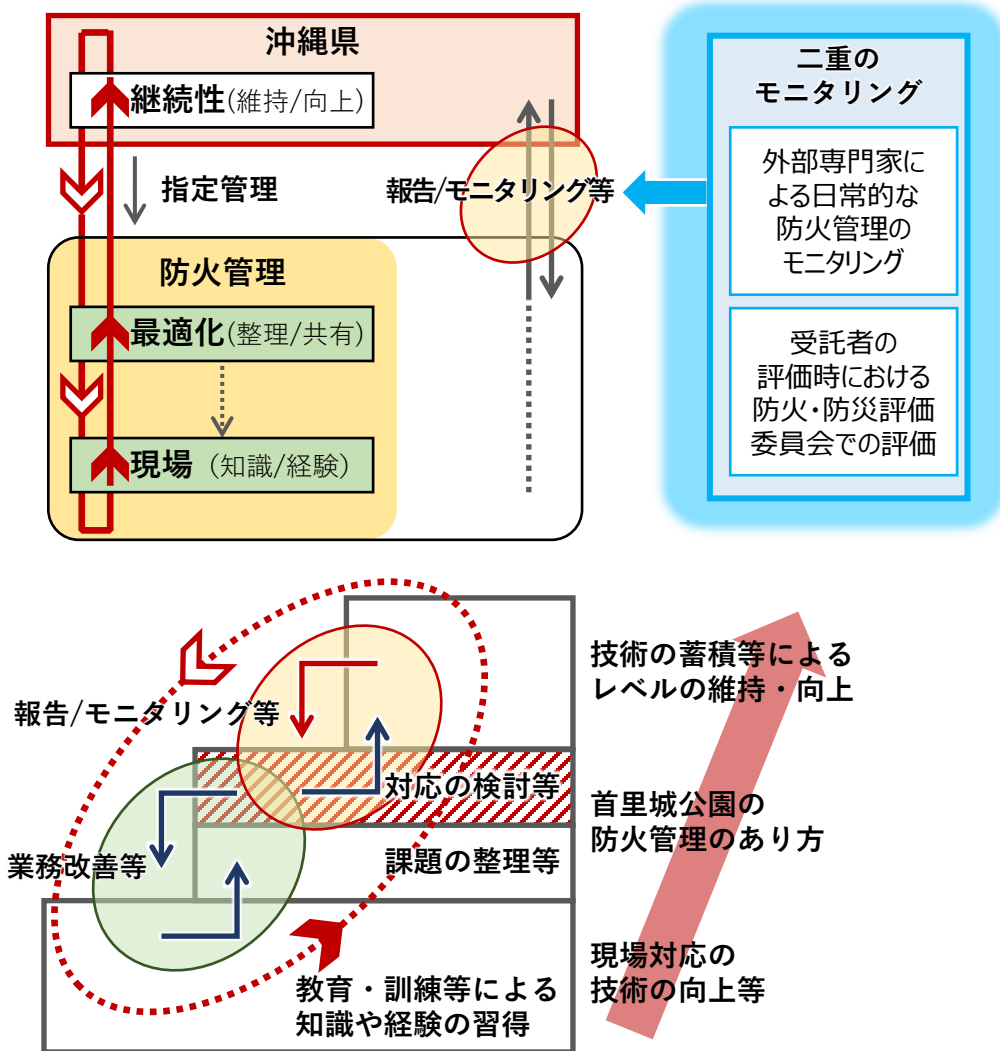
■業務水準の維持・向上、人材育成

- ・専門家の助言を受けながら、マニュアルによる明文化、望ましい危機管理体制の検討、訓練計画の改善方向性の検討等を行うことで、業務水準の維持・向上や人材育成手法の把握を図る。

3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた考え方①

首里城火災前の指定管理者制度の運用では、県としての技術の蓄積や業務の安定性・継続性などに課題があった。首里城火災以降は、国・県・事業者等の関係者が連携し、現場での訓練等の実践を通して、首里城公園の防火管理のあり方を検討している。これらの取組を通じた技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の実行体制の仕組みとして確立させる。

首里城火災以降の防火管理に関する取組イメージ



県が取り組むにあたっての視点

- ①技術の蓄積**

防災センター機能の役割分担や初期消火及び避難誘導等の運用体制などの「首里城公園の防火管理のあり方」を現場での実践を通して、より具体的に深めていく取組を継続し、沖縄県としての技術の蓄積としていく。
- ②人材育成（教育・訓練等）**

発災時の対応の手順や内容に関する体系的な整理や、防災教育ツール等の開発、実践的な訓練を行うことができる環境の整備等を行い、防災訓練の実効性や防災意識を高め、教育・訓練等を通じた人材育成に取り組む。
- ③業務の継続性（業務水準の維持・向上）**

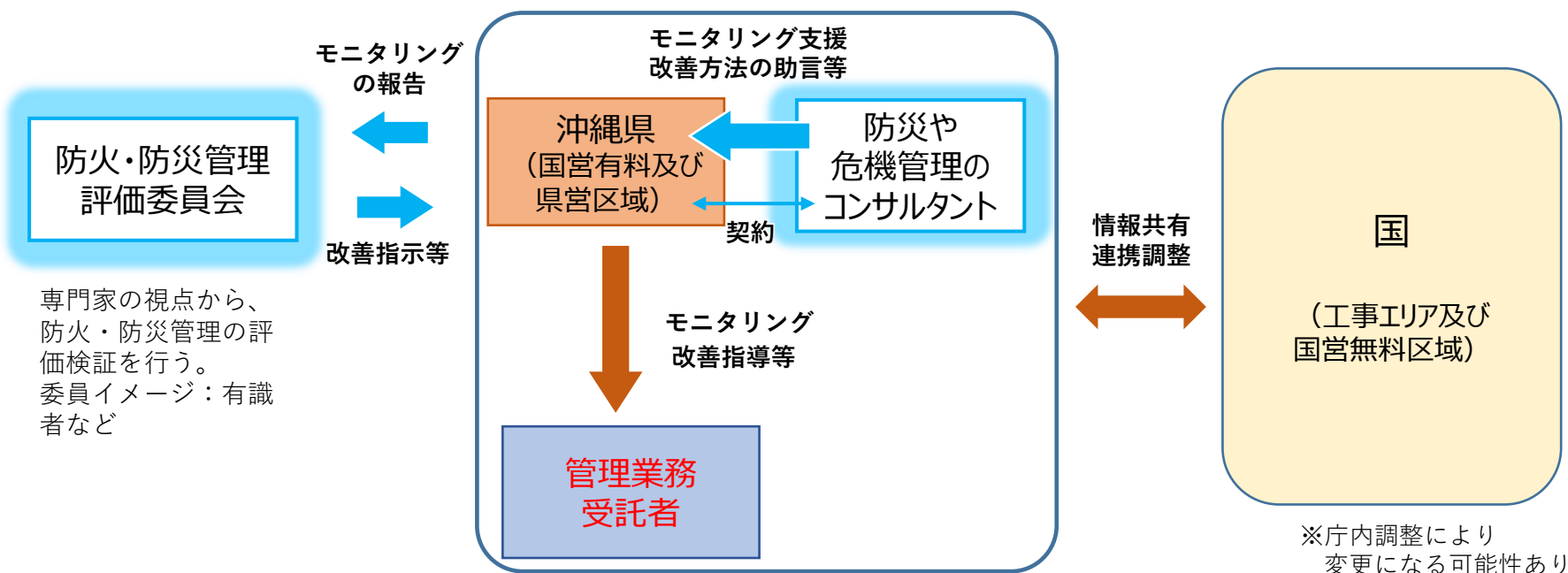
①技術の蓄積や②人材育成の取組を通じて、首里城公園の防火管理の内容が、より具体化、明文化されていくとともに、防火管理の適切な実行体制を確保し、業務の水準を維持・向上につなげていく。

3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた考え方②

指定管理者制度や直営による業務委託、特命随意契約や競争入札による契約方法、その他手法等については、今年度検討を進めて方向性を決定するが、**どのような枠組みで実施することになっても**、首里城公園における防火・防災管理は沖縄県が責任を持って確認・指導・評価していく仕組みを検討する。

日常的なモニタリングと評価方法（正殿単体完成時案）

- 県が把握している日常的な管理状況について、防災や危機管理コンサルタントから改善に係る支援・助言等を行う。
- 県が、防災や危機管理コンサルタントを定期的に首里城公園の現場に派遣し、平時の防火・防災管理の状況を把握する。
- 必要に応じて、県から管理業務受託者へ改善指導等を行う。
- 国との情報共有・連携調整を密に実施し、首里城公園全体の円滑な防火管理体制を構築する。
- 防火・防災管理評価委員会を設置し、専門家の視点から防火・防災管理の評価検証を行う。



3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた考え方③

「外部専門家による日常的な防火管理のモニタリング」によるメリット

①技術の蓄積

平時防火管理の観点

- ・ 想定出火源のリスクアセスメントから対策を立案し、**防火の専門家が現場確認して実効性を継続チェック**
- ・ **多様な施設への防火管理知見**から有益な情報を抽出し首里城公園防火管理運営をレベルアップ

危機対応の観点

- ・ 避難誘導等初動対応計画や危機管理マニュアル策定に関与した専門家が運用実効性を**継続チェック**
- ・ **他の大規模集客施設等**における危機管理ノウハウを沖縄県の財産として蓄積

②人材育成 (教育・訓練等)

平時防火管理の観点

- ・ 現場確認を伴う定期的な防火監査実施時に、**OJTによる担当者への教育**を実施
- ・ 火災リスクへの**感度を高めるワークショップ**を行うとともに、担当者の**防火管理意識を高める訓練**を実施

危機対応の観点

- ・ リスクシナリオや実施手順を**タイムラインでヴィジュアル的に記述**した危機管理マニュアル策定をけん引
- ・ 実践的な図上訓練等により、**幹部から担当者まで危機時の判断や意思決定を体験し「自分ごと」化**

③業務の継続性 (業務水準の維持・向上)

- ・ 沖縄県が主導する①②の取組を、客観的に外部専門家として**評価しつつ、抜け漏れをサポート**することで、リスク顕在化を低減し、万が一の危機発生時のインパクトを最小限にすることができる
- ・ 民間企業や他の大規模集客施設における**最新知見をリアルタイムで取り入れる**ことができ、防火管理・危機管理体制が陳腐化することを防止できる
- ・ 外部専門家が**連携する人脈（防火・防災・危機管理専門団体、地政学やマスコミ・SNS対応専門家等）**を活用しさらに広い視点で沖縄県の取組をサポート

4. 指定管理者の火災後の防火対策強化の取り組み①

(1) 予防管理対策の強化

① 警備業務の見直し

巡回及びモニター監視時間を見直し警備体制強化。巡回警備は投てき消火剤を携帯し、巡回を実施。

② 消火器等の配置見直しと増設

消防法上必要な消火器設置に加え、より迅速に初期消火を行えるよう消火器増設を実施。

③ 設備更新に関する情報共有の強化

定期的な設備更新・見直しが図れるよう、設備の老朽化等の情報共有を実施。

(2) 防火管理体制の強化

① 防災訓練及び教育の実施による技術力・判断力向上

- ・ 国・県・工事関係者と連携し、昼・夜を想定した消防訓練及び屋外消火栓等の操作訓練回数増加。(R4年度実績 13回実施)
- ・ 防災訓練後、関係者で集まり、振り返りを実施。課題を抽出し、次回以降の訓練時に改善案を検証。
- ・ 年2回、全職員を対象に防火・防災対策関連の対応について教育を実施。
- ・ R5年度防災訓練からは消防業務経験者等をファシリテーターとして配置した防災訓練を実施。

② 警備配置の見直しと増員

- ・ 国営エリアの防災センターである奉神門の夜間警備を増員。
- ・ 各防災センター機能強化のため、奉神門へ警備業務責任者、首里杜館へ警備業務副責任者を配置。

③ 避難誘導體制の強化

- ・ 避難誘導時に多言語表記やピクトサインなどを組み合わせたボードの活用や多言語放送を導入。

④ 自衛消防組織への変更

- ・ 消防法上の編成義務はないが、任意で自衛消防組織を編成届出を行い、本部長（首里城総括）及び各班長（課長級）は全て自衛消防業務講習受講者を配置。

4. 指定管理者の火災後の防火対策強化の取り組み②

(3) 組織体制強化及び人材育成

防火管理及び組織体制の強化を目的にR3年4月に「防災危機管理室」を設置し、R4年4月に消防業務経験者を採用し、R5年には消防業務経験者1名、警察業務経験者1名を増員し、自社のチェック体制の強化、防火・防災に関する各種資格（※）の取得を推進。

※各種資格…防火・防災管理者、防災士、自衛消防業務講習、応急手当普及員講習など

(4) 消防・警察との連携

火災以降、毎年10月に消防と首里城火災合同訓練を実施し、門扉の解錠や車止めの開放、車両の停車位置確認など細部まで再確認を行っている。また、警察との合同テロ訓練も引き続き実施。

合同テロ訓練の状況



消防訓練の状況



防災教育の状況



①首里城公園におけるリスクアセスメント

- 専門家が実際に公園現場に訪問してリスクアセスメントを行うことで、素屋根完成時と正殿完成時の双方のリスク状況を把握する。
- 火災リスク以外のリスクを棚卸しして評価し、危機対応の抜け漏れをなくす。

既存文書や現地調査、県職員・指定管理者・防災専門家の意見交換等により、火災、自然災害、テロ、来場者トラブル等各種リスクを整理し、初動対応計画や新たな危機管理マニュアルに反映するベースとする。

②素屋根内見学者の避難誘導等初動対応計画の策定 <喫緊課題対応>

- ①のリスクアセスメントや調査結果を踏まえ、火災・大規模地震等を前提に、素屋根内見学者の避難誘導等初動対応計画を策定する。

県職員・指定管理者・関係者による会議形式で、初動対応行動計画を取りまとめる。

【計画としての整理事項】 (案)

基本方針／想定するリスク／平時の安全管理体制・危機発生時の体制／初動タイムラインと実施事項（火災発生時・大規模地震発生時・風水害テロなど）／…

③R8年度以降を見据えた危機管理体制、マニュアル骨格等の検討 <中期課題対応>

- R8年度以降を見据えて、令和5年度は下記事項を実施。

- A) 新たな危機管理体制の骨格検討（国・県・指定管理者あるいはその連合による危機管理運営の構造、平時・有事における各組織の役割分担等）
- B) 新たな危機管理マニュアルの骨格（目次）の検討（Aの検討結果を踏まえた体制、総合的な情報共有の流れ、危機レベル判断基準設定、意思決定手順等の素案検討等）
- C) 危機管理訓練等の改善方向性の検討（訓練実施後の検証内容及び改善案等）

実際の防災訓練への専門家の派遣や、県職員・指定管理者・関係者による会議形式で、骨格を取りまとめる。

スケジュール (案)

● : 打合せ

令和5年度 支援項目	令和 (R) 5年度							R6年度	R7年度	R8年度
	9	10	11	12	1	2	3			
※ 契約締結、今年度仕様確定	● キックオフ									
① 首里城公園における リスクアセスメント実施支援 (オプション) 他の城跡施設等の 危機管理体制調査	● 関連資料読込 調査準備	● 現地調査 実施	● 報告書 納品							
② <喫緊課題対応> 素屋根内見学者の 避難誘導等 初動対応計画策定支援		● 調査実施	● 報告書 納品	● 計画 フレーム 確認	● 初動タイム ラインと 実施事項 一次案 完成	● その他の 項含む 二次案 完成	● 初動対応 計画 納品			
③ <中期課題対応> R8年度以降を見据えた 危機管理体制及び マニュアル骨格等検討支援					● 新たな体制 ・マニュアル 骨格の 一次案 検討	● 骨格検討結果 及び 訓練課題整理 報告書納品	● 次年度 支援計画 詳細検討	● R8年度 以降用 危機管理 マニュアル 策定支援	● マニュアル 周知研修 実施支援	● 大規模火災等 を想定した 図上訓練実施 支援
④ 上記実施支援及び その他検討課題助言のための 検討会議体との打合せ出席	●	●	●	●	●	●	●			● 訓練結果 を踏まえた 危機管理 マニュアル 修正支援
										● 新たな危機管理 体制運用状況 検証支援 (アドバイザー)

※ 具体的なスケジュールについては貴社及び沖縄県等関係者と協議の上、決定します。